

伴走支援型特別保証(全国伴走支援)

制度の特徴

一定要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り切るための「経営行動計画」を策定したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることができる国の制度です。

対 象 者	能登6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）に事業所を有し 次のいずれかに該当する中小企業者 1.SN4号、SN5号いずれかの認定書を取得している 2.売上または利益率が5%以上減少している 3.罹災証明書等を取得している ※11市町（金沢市・白山市・小松市・加賀市・能美市・かほく市・羽咋市・津幡町・内灘町・中能登町・宝達志水町）については上記要件3に限り利用可能です。
保 証 限 度 額	1億円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	5年以内
金 利	金融機関所定
保 証 料	対象者1, 3は 0.20% 対象者2は 0.20～1.15%
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)